

畿央大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人冬木学園（以下「学園」という。）畿央大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 競争的研究費等の運営および管理については、他の関係法令またはこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的研究費等」とは、文部科学省および他府省が所管する競争的研究費制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 この規程において「研究代表者等」とは、本学を所属研究機関として競争的研究費等に係る研究者登録を行なっている者で、本条第1項に掲げる研究費補助事業を実施する研究代表者および研究分担者をいう。

(責任と権限)

第4条 本学の競争的研究費等を適正に運営および管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）およびコンプライアンス推進副責任者（以下「推進副責任者」という。）を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究費等の運営および管理について最終責任を負う者とし、本学学長（以下「学長」という。）をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営および管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、本学事務局長をもって充てる。
- (3) 推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、本学の競争的研究費等の適切な運営および管理のための対策を立案、実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告する。また、本学の競争的研究費等の運営および管理に関わる全ての構成員（以下「関連構成員」という。）に対し、コンプライアンス教育および啓発活動を実施し、その受講状況を管理監督する。推進責任者は、本学総務部長をもって充てる。
- (4) 推進副責任者は、推進責任者と協力し、本学構成員の研究内容、研究手法等に関するコンプライアンスの管理監督を日常的に行なう。また、本学の学生および大学院生に対し、研究倫理教育を実施し、その受講状況を管理監督する。推進副責任者は、本学の各学部長、各研究科長ならびに各研究所および研究センターの長をもって充てる。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任をもって競争的研究費等の運営および管理を行なえるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたっては、学園理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について学園理事および学園監事（以下「監事」という。）等と議論を深めるものとする。
- 3 最高管理責任者は、自ら各部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期

的に行ない、構成員の意識の向上と浸透をはかるものとする。

(監事)

第6条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

2 監事は、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、必要に応じて意見を述べるものとする。

(ルールの明確化)

第7条 競争的研究費等に係る事務手続きのルールについては、明確化および統一化に努めるとともに、関連構成員に分りやすく周知する。

2 競争的研究費等に係る事務処理手続きの相談窓口を、本学社会連携推進部（以下「社会連携推進部」という。）に置く。

3 相談窓口は、本学における競争的研究費等に係る事務処理手続きに関する学内外からの照会等に対応し、本学における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

4 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してルールの周知を徹底するものとする。

(職務権限の明確化)

第8条 研究代表者等ならびに競争的研究費等の運営および管理の業務を担当する事務職員（以下「担当事務職員」という。）は、次の各号に定めるとおり、それぞれの責任と権限により、競争的研究費等の適正な執行の確保および不正使用の防止に努めるものとする。

(1) 研究代表者は、当該課題における研究開発の責任者として運営および管理を担い、当該課題に参画する研究者等を統括するとともに、本学規程等および当該競争的研究費等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。

(2) 研究課題に参画する研究分担者は、当該課題の研究代表者の運営および管理の下、誠実に分担する研究開発を行ない、本学規程等および当該競争的研究費等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。

(3) 前2号の他、統括管理責任者の統括指揮の下、担当事務職員は、分担する業務の遂行にあたり、本学規程等および当該競争的研究費等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。

(不正防止計画)

第9条 不正防止の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を総務部とする。

2 防止計画推進部署は、統括管理責任者ととも機関全体の具体的な不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告するものとする。

3 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行なうとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行なう機会を設けるものとする。

4 防止計画推進部署は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価するものとする。

5 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者および防止計画推進部署は、不正防止計画を策定するものとする。

6 不正防止計画の策定に当たっては、前4項で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、

実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行ない、効率化・適正化をはかるものとする。

(モニタリング)

第10条 推進責任者は、関連構成員が適切に競争的研究費等の管理および執行を行なっているか等について日常的にモニタリングし、必要に応じ改善を指導する。

2 統括管理責任者は、前条に規定する不正防止計画の実施状況について推進責任者、推進副責任者および担当事務職員に指示しモニタリングを行なうとともに、実施状況に不足があると判断した場合または適切に実施されていないと判断した場合には、最高管理責任者にその旨の報告を行なうものとする。

3 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括管理責任者に、不正防止計画の見直しと、確実な実施を確保するよう指示するものとする。

4 モニタリングの方法、サンプル抽出および抜打ち検査等の基準については別に定め、推進責任者より統括管理責任者に報告する。

(コンプライアンス教育)

第11条 統括管理責任者は、コンプライアンス教育実施計画を策定するものとする。

2 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行なうものとする。

3 推進責任者は、関連構成員に対し、競争的研究費等の不正使用および研究活動における不正行為について適切に理解させ、意識の浸透を図り、コンプライアンス教育をあらかじめ一定の期間を定めて定期的に実施し、適宜、誓約書や報告書等の提出を受け、その受講状況および理解度について把握するものとする。また、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施するものとする。

4 本学の競争的研究費等に係る調達および役務提供等を行なう取引業者または個人に対しても、推進責任者はその取引実績、本学におけるリスク要因等を考慮し、コンプライアンスに関する説明を行ない、適宜、誓約書等の提出を求めるものとする。

5 関連構成員は、推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

(内部監査の実施)

第12条 競争的研究費等の適正な管理のために、内部監査体制の整備をはかるものとする。

2 内部監査部門は、学園内部監査室（以下「監査室」という。）とする。

3 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施するとともに、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行なうものとする。

4 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化をはかるとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上をはかる。

5 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事および会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行なうとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理のあり方等について定期的に意見交換を行なうものとする。

6 内部監査結果等については、コンプライアンス教育および啓発活動にも活用するなどして周知をはかり、

機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底するものとする。

(取引停止等の措置)

第13条 統括管理責任者は、研究資金の不正使用が発生した事実が確認または報告された場合、不正使用に
与した業者等について、取引停止等の措置を講じるものとする。

(研究資金の返還等)

第14条 最高管理責任者は、研究資金の不正使用が発生した事実が確認または報告された場合、すみやかに当
該競争的研究費等を配分する機関等に報告を行なわなければならない。

2 前項の報告に基づき、機関等から当該研究資金の返還および必要な措置等を求められた場合、その指示
に従うものとする。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、社会連携推進部が行なう。

(定めのない事項の取扱い等)

第16条 この規程および関連規程等に定めのない事項については、統括管理責任者の意見を聴き、最高管理責
任者が決定する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事長が行なう。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定程は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。